

令和3年4月24日

保護者 各位

杉並区教育委員会事務局
庶務課長 村野 貴弘
杉並区立東田中学校
校長 坂本 聖二

タブレット端末及びモバイルルータの貸与について

日ごろから、本校の教育活動について、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、児童生徒が学校だけでなく各ご家庭においても ICT を活用した学びを確保するため、下記のとおり 1 人 1 台のタブレット端末の貸与と、インターネット環境が使えないご家庭に対するモバイルルータの貸与を行います。

オンラインの活用については、今後もウイズコロナの社会を見据えて、段階的に充実が図れるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1 貸与機器及び貸与対象

(1) タブレット端末

区立学校に在籍する児童・生徒（1 人 1 台）

(2) モバイルルータ

区立学校に在籍する児童・生徒のうち、インターネット接続環境（WiFi）のないご家庭（※1）

※1 ご家庭の数は、杉並区立小学校・中学校のご家庭数です。

例えば、小学生 1 人・中学生 1 人のご家庭の場合、小学校から 1 台を貸与します。

2 貸与期間

卒業まで（予定）

ただし、メンテナンスや機器交換等で、一時的に預かる場合や返却していただく場合があります。

3 申し込み手続き

(1) タブレット端末のみ

4 月 28 日（水）までに、別紙「タブレット端末貸与申込書兼使用同意書」を学校にご提出ください。

(2) タブレット端末とモバイルルータ（ルーターの貸与希望調査で希望票を提出された家庭）

4 月 28 日（水）までに、別紙「タブレット端末貸与申込書兼使用同意書」と「モバイルルータ貸与申込書兼使用同意書」を学校にご提出ください。

4 貸与機器の取り扱い

(1) 紛失又は盗難の被害にあった場合

貸与機器を紛失した場合又は盗難の被害にあった場合は、保護者の方から学校に連絡をいただきます。また、保護者の方から、所轄警察署に該当する届出を行っていただきます。

(2) 機器が故障した場合

機器が故障した時は、学校に報告したうえで、学校から機器を回収してもらってください。代替機を準備しますが、時間がかかるので、学校からの連絡をお待ちください。

5 取り扱い上の注意

(1) 貸出期間が終了するまで、ご家庭で大切に使用及び保管してください。

(2) モバイルルータは、学習用に貸し出すものです。スマートフォン等ご家庭のデバイスを接続することはご遠慮ください。

(3) 貸与機器を故意に破損させた場合は、教育委員会事務局庶務課から保護者に修理等の費用を請求することがあります。

【受取などの問い合わせ】

東田中学校

TEL03-3313-1461

【申請についての問い合わせ】

教育委員会事務局庶務課学校 ICT 担当

北沢・高田・西出・平野

TEL 03-5307-0384